

令和4年10月7日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和4年10月7日(金)

午前10時開会

午前11時34分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

仮屋園 一 徳 委員長、川 上 洋 一 副委員長、竹之内 和 満 委員、
濱 門 明 典 委員、白 石 純 一 委員、濱 田 洋 一 委員、
竹 原 信 一 委員、中 面 幸 人 委員、牟 田 学 委員、
岩 崎 健 二 委員、木 下 孝 行 委員、山 田 勝 委員

5 欠席委員

濱 崎 國 治 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

7 説明員

市 長 西 平 良 将 君
副 市 長 松 崎 裕 介 君
教 育 長 中 野 正 弘 君
政 策 監 福 島 浩 君 (兼)
総 務 課 長 中 野 貴 文 君
財 政 課 長 小 中 茂 信 君
企画調整課長 福 島 浩 君 (兼)
水産林務課長 大 石 直 樹 君
都市建設課長 池 田 英 人 君
教育総務課長 石 澤 正 志 君
生涯学習課長 平 田 寿美子 君

8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)
- (2) 認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)
- (3) 認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について(交通災害共済特別会計)
- (4) 認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)
- (5) 認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)
- (6) 認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き、委員会を再開します。

本日は総括した質疑を行います。その前に、生涯学習課から発言の申出がありますので、許可します。

生涯学習課は入室してください。

[生涯学習課入室]

仮屋園一徳委員長

この際、認定第1号を議題とし、生涯学習課所管の事項の審査を行います。

生涯学習課長の発言を許します。

平田生涯学習課長

昨日の委員会審査において、認定第1号のうち当課所管の事項について、竹之内委員から、決算に関する説明書75ページから76ページにかけての第10款教育費5項3目図書館費の利用した蔵書検案件数についての御質問があり、資料を提出する旨の発言をいたしました。蔵書の検案件数については、蔵書管理システムのウェブ上での検索のみではデータは集計されず、ウェブ検索して予約した場合のみデータが集計され、昨日、25件と回答しているとおりであります。蔵書管理システムを活用し、職員による予約した件数は432件ありました。蔵書検索のアクセス件数については、資料としては提供できないようになっております。おわびして訂正申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[竹之内和満委員「はい」と呼ぶ]

認定第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止します。

[生涯学習課退室]

仮屋園一徳委員長

執行部は入室してください。

[執行部入室]

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

○認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

○認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

○認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

○認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

○認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

仮屋園一徳委員長

認定第1号から第6号までを一括して議題とします。

総括した質疑を行います。

通告のあった総括した質疑は配付したとおりです。

それでは、配付した通告の順に質疑を行います。

山田勝委員から順次質疑をお願いします。

山田勝委員

それでは、市長にお尋ねをしたいと思います。

主要事業成果説明書の16ページ、歳出2款1項8目企画費、「阿久根で縁結び」出会いサポート事業について。担当課から非常に一生懸命頑張っているらしい説明をいただきました。しかも、この件については何年も前から実施されているわけで、なかなか実績が上がらないのじゃないかなという気がしたのでございますが、昨日の質疑を聞いていてですね、この事業を進める行政側としては、どんなに一生懸命やって、宣伝をやって、皆さん方をお願いを仮にしたとしてもですよ。成果が上がったときに報酬を払うんですかと言えば、報酬は払わないという話ですよ。私は、縁結びとか、お嫁さんをもらう、お子さんをもらうというのには、やはりそれなりの報酬がないと誰もしないですよ。あなた方は、やっていますよやっていますよという一つのポーズはできたかもしれないけど実績が上がらない。だから、実績を上げるためには、やはり、1組成功していただきますと10万円御礼を差し上げますよというようなものがないとね、私はうまくいかないと思うのですが、市長いかがですか。

西平市長

この結婚ボランティア養成講座に関しましては、現在、男性2名、女性3名の計5名の方が、近年の結婚事情、結婚支援ボランティアの役割、個人情報取扱い、ハラスメント防止などの留意すべき点、年代、性別での対応方法の違いなど、1日かけて講師の方から様々な事項について学ばれたところであります。受講された方々につきましては、日常生活の中で、講座で学ばれたことを実践に生かし、親御さんからの相談を受けたり、知り合いのお子さんや周囲の方で恋愛、結婚を希望される方々への助言対応等を行っている状況でございます。

本事業の導入に対しては、参考としました自治体の取組がボランティアであったことから、阿久根市におきましても同様の取扱いとしているところです。委員から御提案のありました成功に対する報酬等の導入につきましては、他の自治体での取組事例も参考にしつつ、結婚ボランティアに参加・協力いただいている方々の思いや意向を確認した上で、どのような対策を講じれば活動がより一層活発になるか、事業の目的であります少子化の抑制、未婚率の減少に寄与するかを事業内容の見直しも含めて検討したいと考えております。

山田勝委員

私はね市長、他の自治体じゃなく、阿久根市は阿久根市で実績を上げないといけませんよ。予算をつくってですよ、いろいろやって。それは、私も結婚の仲人というのは50組以上やっています。その中には、お父さんから見つけてくれ、あのようになしてくれと言われてですね、見合いをさせてみてといろんなことの体験があります、たくさん。そういう中で、あなた方がやってるのは、ほかのところもしているからしたよ、少子化対策したよと、こういうことでは、やったというポーズだけで実績が上がらない。だからここはね、もう一歩踏み込んで、阿久根市はこうして報酬をやるんだよというようなことにならないと言うばかり

ですよ、言うばかり。他の自治体と比較してとか、ほかのところと比較してではなくて、やはり、成功報酬をそれなりの形でやらないと実績としては上がってこない。実績が上がってこないのをして何になりますか。やったばかり。やったばかりですよ。私たちは給料をもらっているからやりましたよ。やったばかり。それは、むしろ公務員の救済でしかないじゃない。仕事の救済でしかない。だから私はね、実績を上げるための方法を考えてくれというんですよ。市長の今の答弁では、そんな甘っちょろいものではできません。絶対できないですよ。いかがですか市長。

西平市長

ほかの参考にした自治体というのが、熊本県の山鹿市であったり、富山県の南砺市、こういったことでの取組を参考にして今回行ったところですけども、ここではですね、会員の方々の協議会を組織しまして、婚活の支援活動を実施してきているというのも学んでいるところでもあります。また、参加する方からですね、実際、登録していただいたり、個人情報取扱い等もございますので、そういった中で、まず、体制整備はまだ追いついてないというのが正直な実情になっています。そういったところは、しっかり体制ができているところは、成功報酬という言い方が正しいかどうか分かりませんが、実際、成婚されてそちらのほうに住まわれるということに対して、2万とか3万とかをお支払いされているというようなこともあると聞いております。

市としましても、こういった成功事例というのは非常に大事だと思っておりますので、そういったものをまず参考にするのは、これはもう基本だと考えております。ですので、今後においてしっかりと検討したいと思っております。議員がおっしゃる、実際、結果を上げないといけないということは、これもまっとうな御意見だと思いますので、1組でも多くの方々がですね、地元いらっしゃる、いわゆる仲を取り持ってくれる方々の御指導・御支援をいただきながら、結果につながるようにやっていければと思っております。

山田勝委員

民間でも結婚相談はあるんですよ。鹿児島に行けばいろいろとありますよ。そこはお金を出さないといけなかったりですね、恥ずかしかったりするから、みんななかなか進まないわけであってですね。それと、そういう意味では、阿久根市がこれに取り組んで申し込んでくださいと。取り組んだ方々にはそれなりのお礼をさせていただきますというのをね、私は阿久根市が変わって、結婚相談所の経費を阿久根市が代わって払いますよということなんですよ、これは。簡単に言えば。そうしないとね、なかなか実績値は上がってこないですよ。だから、そんな格好はつけなくていいですよ、実績を上げないと。結婚できない、子供もできないんですよ。だからここはね市長、実績を上げる努力をしてほしいということですよ。

もう一つですね、実は、数年前、私は私の知り合いのところの子供が、阿久根市の結びのイベントで一緒になることができましたと、山田さんありがとうございましたと。ところがですね、住宅事情の関係で出水市は住みましたと。これはいけないということがあったんですよ。ですから、阿久根市の縁結びで阿久根市で出会いがあって、阿久根市で結婚することになったら、せめて、空いてる市営住宅ってありますよね。市営住宅に、例えば割引で何年か間は入居させるよとか、そういう、やっぱりメリットも、よいところも上げないと、したばかりでは始まらないですよ。いかがなものですか、市長。

西平市長

御成婚された方々の住宅事情の話は、私も今初めて伺ったところですけども、仲を取り

持ってくれる方、それと成婚される方、両方に有益になるような制度をつくるというのは、私も非常に大事なことだと思っております。住宅関係を何か考えるのか、もしくは、それ以外のことを何か考えるのかというのは、まだ議論の余地があると思いますけども、阿久根で縁を持たれたのであれば、せっかくの機会でありますので、阿久根市に住んでもらえるように。そしてまた、さらに阿久根で子育てができるような形での案を少し考えたいと思っております。今の場で具体的な案はお示しできませんけれども、しっかりと考えて、事業で打ち出していきたいと思っております。

山田勝委員

市長がこれを機会に、もちろんその住宅の問題と縁結びとは別の問題ですけれども、関連がありますのでこういう話をしたわけです。本格的に、私の言う提案を受け入れて、金額は言いませんよ、幾らとは言いません。でもね、何らかの形でお礼をしなければ誰もボランティアではしないです、しない。だから何でかって言ったら、公務員の皆さん方が一番ボランティアをしないじゃないですか。自分たちは当たり前たくさん取って、民間にはボランティアで、そんなのは通らないんですよ。だから私は、この話をね、嫌われてもいいですよ。実を取るために、ボランティアをして結びをしてくださった方には、ぜひですね、何らかの形で、市長自らでも御礼をあげるぐらいの気持ちでこの問題は取り組んでほしいと思っております。よろしいですか。よろしく申し上げます。

西平市長

承知いたしました。ここで1点だけ、お話しておきたいことがあります。今、公務員はボランティアをしないというようなお話がございましたけれども、こういった婚活ボランティアは、確かになかなか難しくしておりますが、地元の消防団であったり、PTA活動、地元の行事、こういったものにも積極的にするのは、これは当然として職員としてやっているとしますし、そのことについては誤解のないようお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

山田勝委員

近頃の公務員は、非常によくやっているとしますよ。私が、過去についてはですね、いやそれは労働契約以外ですというようなことでできないことはたくさんあったから、昔の話をしますよ。だから、市長がそういうことで取り組んでいただくということであつたら、この件については了解いたしますから。ぜひ、実取るように、実績が上がるようなそういう取組をしてほしいと思っております。了解します。

次は、成果説明書の123ページですけれどもね。6款2項2目林業振興費有害鳥獣捕獲事業について、先日の委員会の中でいろいろあったんですけれども、農政課の予算で捕獲をする。私は、農政課の予算で捕獲をして、そして、林務水産課の予算では鳥獣の処理についての補助金だという認識をしているのですが、それについて間違いはないですか。

大石水産林務課長

農政課で担当している費用につきましては、捕獲の活動に対する費用を補助してます。水産林務課で担当してるものは、捕獲したものに対する謝金としてお支払いしております。

山田勝委員

捕獲に対する補助金と捕獲するものに対しての補助金というのはどう違うんですか。私は言うでしょ、農政課の補助金はかなりの金額だから、捕獲することに対する、あるいは防護することに対する補助だと思うけれども、ところが、獲った品物を処理するとか、あるいは、

それをどうするとかっていうことについては、水産林務課の仕事だろうなあと思っているんですよ。私の認識では間違いですかね、課長。

大石水産林務課長

取った後の処理については、現在のところ、食肉加工としての補助金はまだお支払いしておりませんので、獲るところまでということで、水産林務課、農政課ともにお支払いしているところですよ。

山田勝委員

それなら、取ることにについては、水産林務課も農政課も二重に交付金を払ってるということですか。

大石水産林務課長

国からの交付金を活用してお支払いしているものが農政課で担当しているもの。それ以外でお支払いしているものが水産林務課でお支払いしているものというふうに考えていただければいいと思っております。

山田勝委員

水産林務課で支払いをしているのは補助金じゃなくて、阿久根市の自主財源だということですか。

大石水産林務課長

そのように考えていただければいいと思います。

山田勝委員

鳥獣保護については、今あなたが言われるように農政課の予算ですから農政課の仕事だということ、それはそれで了解します。

ところが、獲った後の処理方法について、3番委員の質疑の中で、獲った後、困ってるから減容施設をつくるとかつくらないとかっていう話をされたのでね。私たちは、そういうのはあんまり知らない話で、いかくらで処理をする。そして、ジビエにやる。それは当然、今までずっとやってきてですね、ここ1~2年ちょっとざわざわして止まりましたけど、これをちゃんとしたものにやってくれないと困るわけですよ。だから、その説明をどういうふうにしていだけるんですか。

西平市長

処理方法についてのお話でございますが、現在、捕獲従事者が捕獲しました鹿やイノシシなどの野生鳥獣、これは、捕獲者によりまして、自家消費のほか山などに埋設されている状況でございます。本市としては、基本的にはイノシシや鹿をジビエとして有効活用を図っていただきたいと考えております。ですが、ジビエとして利用できない個体については、埋設処理の労力の軽減のために、減容化施設の整備について、現在、検討を進めているところであります。なお、減容化施設は、捕獲したイノシシや鹿等をそのまま装置に投入して処理する機能を備えた施設のことです。その種類としましては、微生物による分解装置や灯油を燃料とする乾燥炉があり、本市では、環境面やコスト面を考慮し、微生物による分解装置を備えた施設の整備を考えているところであります。

山田勝委員

今はっきりしましたね。捕獲した鳥獣の処理については、水産林務課がするということですね、責任を持って。だから、私たちは、ジビエをちゃんとジビエにして、阿久根市の一つの財産として外に出すんだよというのをずっと期待をしていたんです。ずっと期待しました。

でも、裁判があったりいろいろあったので、私たちも発言は今まで控えていたけれど。でも、はっきり分かったのは、私たち議会にもいろんなものがきましたよ。議会にも質問がありました。まず、はっきりしたのは、議会で、いかくらについて非常に質疑が厳しくあったけれども、前副市長は、いかくらは私たちには関係ありませんと、あれは一般社団法人の施設ですから阿久根市の権限は及びませんということで、それは終わりました。権限は及ばなかったですね。次に、議会から、猟友会からいかくらが不正があるということで陳情があって、岩崎委員長のときに書類を全部出していただいて調査しました。結果、何も不正はなかった。それよりも、私たちがびっくりしたのは、80%のジビエを委託した方々が持って帰る。こんな話があるんですかと思っていましたよ。ですから、つくったジビエの、肉の管理まで、私は水産林務課はしないとけないと思いますよ。持って帰る、いろいろあるでしょうけどね。それをあなた方は管理して、それで、ジビエはジビエで出すようにして。阿久根市の誇りの一つですよ。

それからもう一つ。裁判がいろいろありましたけど、裁判としては、原告側を認めることなく終わりました。だから、もう障害物は何もないじゃないですか。だから、減容施設についても、あるいは、いかくらについても、自信を持ってやっていかなければなかなか進まない。だからこういう話をするんですよ。いかがですか。

西平市長

いかくら阿久根を初めとして、今、市が想定しておりますのは、この食肉処理施設の稼働についてはしっかり補助していこうと思っております。現在、平成30年度から国においては、このジビエ処理施設の自主的な衛生管理を推進すると。それと、安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を目的として、国産ジビエ認証制度の制定がされております。この制度をですね、しっかりと認証を取っていただき、していくことがまず大事だと私も考えております。なお、本市では、こういった処理施設については、現在、食肉処理施設は稼働がされてないというところでもありますけども、現在、国産ジビエ認証の審査中ということで、この認証を取得できれば、以前のように稼働してジビエとして再利用されるものと考えておりますので、本市としても期待しているところでもあります。まずは、その認証取得についてしっかりとやっていただき、そのあと、以前のようにジビエといえば阿久根と言われるぐらいのものをしっかりとつくっていただければと思っておりますのでございます。

山田勝委員

市長の覚悟を聞いて、私は今、安心してはいるんですけどね。もう一つ、これだけははっきりしてほしいなと思うのは、前に、いかくらに出した、いかくらで処理した肉の80%は持って帰るといふ、それがどうしても私たちには納得できない部分があります、80%持って帰る。捕獲謝金あるいはジビエに出したときのお金も相当な金額ですよ、びっくりするぐらい。それを全部いかくらの関係者が持ってると思うからあんな騒ぎが起こるわけで、現実にはそういう不正も何もなかった。そういう中でですね、私は、ぜひ、阿久根市で捕獲した肉の管理までして、それでなるべく市民にも安く食べさせるように。そして、阿久根のジビエとして全国的に売れるような、ふるさと納税のお礼にもちゃんと陳列できるような、掲載できるようなそういう仕組みをねつくってほしいと思うのですが、いかがですか。

西平市長

有害鳥獣処理の食肉処理施設の取扱いということでございますけども、市としてある一定程度の支援をするということになれば、当然ながら、肉の取扱いについても、市としても関

与せざるを得ないというふうに思っております。ただ、一般的に考えたときに、議員も今、8割ほど持って帰られたという話で、私はその具体的な数字は持っておりませんが。普通に考えて、こういった施設を運用するに当たっては、収入なくして維持はできないというのは、これも基本であります。今回、認証制度も取られるということで、現在、準備をされておりますけれども、しっかりと獲ったものを商品として売って、ここの経営はしっかりしていただくというのは大事でありますので、そのためにも収入をしっかりやるために、肉については、そういった持ち帰るといえることではないというのが、これは当然だと思いますね。仮に持ち帰るのであれば、それ相応のお金をちゃんとお支払いして、その上で持ち帰るといえることが大事だと思いますので、商品の確保というのは前提の中で、私は話をしていきたいと思っております。また、当然、今、議員からありましたように、ふるさと納税での取扱いを含めて、阿久根のジビエの肉をいかに高めていくか。何よりも市民の方々でも、地元の料理店でも使えるようにすることが大事だと思っております。そういう意味でも、今後新たに、仮に稼働したとした場合には、何らかの形を持って関与していくべきものと考えているところです。

山田勝委員

それを聞いて安心しましたよ。やっぱりね、これだけ、イノシシ、鹿の、イノシカの料理屋があってもいいんですよ、専門屋が。それが無い。そのこともおかしい。原因は何なのか。だから、そういうものを含めて、それをもって、私は、村おこしを一つできるような、活性化できるような、そういう取組をしてほしいと思っておりますので、これでもう十分答弁はいただきましたから、安心してもう終わりますけれども、ぜひ、課長も市長も頑張ってください。よろしくをお願いします。

仮屋園一徳委員長

次に、白石純一委員の質疑をお願いします。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の10ページ、2款1項7目旧国民宿舎跡地の管理についてですが。この解体後にもHKRとの実際のプロジェクトが進むのかと思いきやですね、ここ2年ほど一切協議も持たれていないということが、さきの一般質問、そして、今回の委員会でも確認できました。そして、この成果説明書の現状と課題の一行目の後ろに、跡地に興味を示す観光開発事業者の誘致に引き続き取り組む必要があるとございます。つまり、HKR社は興味をなくしていると、実際にこちらでプロジェクトを推進する意思はないというふうに私は理解してはいるんですが、その辺りも含めて現状を御教示ください。

西平市長

旧国民宿舎跡地に係りますHKRジャパン株式会社との協議の状況についてでございますが、さきの第3回定例会一般質問でお答えしたとおり、現在、跡地等の開発に前向きな市内事業者から事業構想の相談が寄せられております。ですが、現段階では、当該事業者からの事業計画等が示されていないということなど、跡地利用への事業化が具体化していないことから、連携協定に基づくHKRジャパン株式会社との具体的な進展はないところであります。今後も引き続き、跡地活用に向けた取組を推進していきたいと考えております。

白石純一委員

市内事業者から前向きなおっしゃいますけれども、資料を、これまでの本会議等で、一般質問等で請求したところですが、何ら書類は出てきていない。ただ、口頭で興味があるよ

と。そういうことは誰でも言えるわけですよ。一切、書類として意思表示がされていないということでよろしいですか。

西平市長

具体的に、例えば文書であったりとか、あるいは設計図書、こういったものがあるということではございませんが、当該事業者のほうからは、この開発について考えていきたいと。ある程度の構想についてのお話というのは聞いておりますが、特段何か書面等が残っている、資料等があるということではございません。

白石純一委員

そうするとですね、その方が代表なのか分かりませんが、代表をお辞めになった後、あるいは市の担当が変わった後は、記録に残っていないわけですから、何らそれは行政として信頼できる、それを根拠に市民に説明できるものでもないはずですよ。そして、それを基に、それがあからHKR社との進展はしていないんだと。HKR社が独自に最初は興味を示していた。市長も夢のある計画だということをおっしゃっていたじゃないですか。その成果がこの3年間何も一切見られない。全ての見通しが正しいわけでもありませんので、間違えることもそれは行政もあると思います。過ちは素直に改めるべきは改めて、HKR社との連携協定も今年度限りで解消するというようなおつもりはないんでしょうか。

西平市長

具体的なものがないということで、行政としてどうなのかというお話でございましたけれども、直接的なお話が伝わってきているのは、これはもう現状としてあるわけですが、相手方のほうにもいろんな事情はあられるのではないかと思います。そこについて具体的な話をしたことはございませんけれども、現在、状況としては、そのように確かに資料がないのはあります。ですが、夢を持たれている、そしてまた、この開発が必要だと感じていらっしゃるの事実でございますので、今後においても、HKRジャパンと何らかの関係というのを持ちながら、いろんな情報であったりとか、あるいは紹介していただくような方々であったり、そういった面での情報提供を受けられるような関係というのは必要であると考えているところでございます。

白石純一委員

実際、3年間何の進展もないわけじゃないですか。そこに何を期待するのでしょうか。

次の項目に移ります。14ページ、17款1項2目1節、歳入はこの主要成果説明書にはありませんが、歳出、2款1項8目、投資及び出資金について、その財源が先ほど申した寄附金です。企業版ふるさと納税の寄附の受入れと出資を専決処分で行ったことは適切であったかと一般質問でも質問しましたが、それに対し、私は満足な回答、ここにいらっしゃる議員の方そして市民の方にも、私は満足のいく回答ではなかったとっておりますので、もう一度お伺いします。専決というのは、もう全国の1,700余りの自治体でも、最も慎重にしなければならない自治体の一つであると私は思っています。そうした中で、事前に、議員への全員協議会を開いて説明することもなく、十分やろうと思えばできたはずですけども、こういったことは、当市では初めてのことでございます。これまで市でやってきた、専決を重ねてきたこと、例えば交通事故の示談であるとか、そういったことについては専決で行うこともほぼ問題ないでしょう。しかし、阿久根市始まって以来のことをやるに、いくらその企業の税制上のメリットを企業に与える、そして、その寄附金を市がいただくというメリットがあったとしても、余りにも説明責任を欠く今回の専決処分ではなかったかと思うのですが、市長

改めて御見解をお伺いさせていただきます。

〔発言する者あり〕

白石純一委員

委員長。余分な発言は止めさせていただきます。私の質疑の時間です。委員長どうなんですか。私の質疑の時間ですよ。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

質問者は、ほかの委員から意見がありましたので、その意見を考慮しながら質問を続けてください。

白石純一委員

私は、多くの議員が、多くというのは何人かは申しませんが、疑義をお持ちの議員の方も複数いらっしゃいます。そのことを申しております。誰が賛成してる、反対してるというのは言っているではありませんので、委員としても感情的にならないようにお願いします。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 午前10時36分～午前10時39分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

白石純一委員

この内容の専決というのはこれまでに阿久根市でなかった専決ですと、私ははっきり言ったつもりです。そうした専決を行ったことに対して、どのようにお考えでしょうかという質疑でございます。

西平市長

企業版ふるさと納税を原資としました合同会社トラストバンク阿久根への出資にかかる専決処分についてでございます。これまでも御説明しておりますとおり、寄附する企業が企業版ふるさと納税の制度を活用した税額控除を受けるためには、企業としては、決算処理のために3月末までに寄附を実施しなければならず、一方で、市としても、制度上、寄附を受けた年度内に実施する事業へ充当しなければならなかったことから、関係の補正予算を議会にお諮りする時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分に至ったものでございます。市の政策や方針を定め、また、それを実施していくためには、必要となる重要な予算等については、あらかじめこれらを議会にお諮りし、議決を得ることは当然の手续であると十分に認識をしております。このたびの専決処分に関しては、3月末の企業からの寄附の申出に対し、時間的余裕がない中で例外的に行った措置であり、改めて御理解くださるようお願い申し上げます。

白石純一委員

さきの質問でですね、3月議会中に既にそういう話は来ていたということでした。確定ではなかったかもしれませんが、こういう可能性があるよということで議員にお知らせして、全員協議会等でお知らせして、こういう場合は、専決にせざるを得ないので御了承く

ださい、あるいは、議員の意見を聞くということもできたのではないかと思います、そうした丁寧な説明が議会に対してなされていなかったことも問題ではないかと思うんですが、それはできなかったんでしょうか。

福島政策監

実際に先ほど市長答弁もありましたが、3月末ぎりぎりに寄附の申出が来ました。額も含めて未確定の中で、ぎりぎりまで調整していたということで、実際のところ議会にお諮りする余裕が全くなかったということで、今回この専決処分をお願いせざるを得なかったというところがございます。

白石純一委員

そしてですね、匿名組合出資と。今まで企業に出資したことはありますけれども、匿名組合出資と。これは阿久根市史上初めてじゃないかと私は理解してるんですが、それはいかがですか。

福島政策監

匿名組合出資につきましては、恐らく初めてだろうというふうに考えております。

白石純一委員

企業への資本金としての出資と異なり、匿名組合出資。私も詳細は理解しておりません。議員の方にも、あるいは、市民の中にも、理解できない方もいらっしゃるのではないかと思います。そうした、初めて行う、なかなか初めてのケースで皆さんの、市民の財産をこういった出資といいますけど、実際は投資に近い形です。そうしたことを詳しく御説明されるのに議会で諮る必要があったのでは、議決をとる必要があったのではないかと。したがって、専決はちょっと乱暴ではなかったのかと思うのですが、その辺りは思われませんか。

西平市長

先ほど来申しておりますように、まだ額とか確定しない、入金も確定しない状況で、議員の皆様方にお話するというのは、これはまた逆にどうなのかなというところも正直思うところもございます。やはり、議会にお話する際には、きちんとした事実、こういっただけに基づいて話をするようにということで、これまでも議論の中でも出てきておりますし、先走って市がやるということで議会の中でもお叱りを受けてきたのは事実でございます。そういったことから、きちんと事実を確定した後にやらねばならなかったんですけども、これはどうしても3月31日にしか確定しなかった話なので、これ以上どうしようもないというのが現実としてございます。そういったことから、先ほど申し上げましたように、今回については、極めて例外的に行った措置であるということ、そのことについて御理解いただきたいと思っております。

白石純一委員

私の、企業に勤めていた役員としての経験で、3月31日にならないと寄附できるかどうか分からないというような会社の経理状況は、私はどうかなと思わざるを得ません。これは私の率直な印象です。

次の質疑に移ります。181ページ、8款5項3目、公園整備、オートキャンプ場。私は、この計画自体は支持します。ただし、その計画自体、計画をつくる段階で、十分にその現指定管理者を交えた計画立案あるいは候補者、今後そのキャンプ場の運営をお願いする可能性のある事業者等を実際の基本計画の段階から入れて策定をすることで、今、役所だけでやっていってしまうとすると、それができたときに本当に使いづらい、市民、利用者の利便が十

分に確保されるものになるかどうかが疑問です。例えば、シャワー施設をキャンプサイトからかなり離れた事務所等に設ける。そうすることで事務所の管理も今まで6時までだったのが9時までになるんでしょうか。そうした安全上の問題もありますね、遠く暗い中を女性や子供がシャワー場まで行かなければいけない。それは一つの例ですけれども、そういった計画の策定の過程で、もう少し改善できることがあったのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

西平市長

番所丘公園のキャンプ場整備計画についてのお尋ねでありますけども、この整備に当たっては、番所丘公園の管理者及び同公園の指定管理者であります株式会社日本水泳振興会の課長との間で、施設の検討段階から協議を行いつつ、情報を共有しているところでございます。また、施設の整備方針についても御理解いただいているところでございます。今後、引き続き、指定管理者とは情報共有を図りながら整備を進めてまいりたいと考えておりますが、この計画の中にあっては、こういったところに知見をお持ちの阿久根市内の民間の方、こういった方々にも数人入っていただき、御議論をさせていただいております。具体的には、キャンプ場のサイトについて、どこにどういうものを造ったらいいのか。あるいは、今後の運営方法についてどのようなのがいいのか。そういったものも御助言をいただいているところでございます。ですので、決して市が役所内で議論を進めている中だけで決めているということではございませんし、むしろ、利用価値を高められるように議論を進めてきたというところでございます。なお、この後、担当課長から少し補足説明させますので、よろしくお願いたします。

池田都市建設課長

番所丘公園管理者との協議につきまして、補足して御説明いたします。令和3年度中は、6月10日、9月1日、2月2日、2月9日、2月15日に番所丘公園管理事務所内でキャンプ場整備及びシャワー施設等の協議を行っております。その中で、管理事務所内にシャワー室を整備することで、イベント等で使用する机、椅子等を置くスペースがなくなるので、倉庫等の設置要望もあったところでございます。

白石純一委員

もう決めてですね、ほかには代替案がないよという形で市は決めましたということで、持ってこられるというようなのではないかと私は推察しております。そのような印象を持ちました。もう少し丁寧に、最初から現指定管理者も含めて、こうした場所の計画、施設の変更になるわけですから、そういったところも、もう少し丁寧に進めていかれることを要望して、次の項目に移ります。

183ページ、8款5項3目、道の駅「サンセット牛之浜景勝地」整備事業。これについても、非常に性格として先ほどの項目と似てるんですが、実際にまだ、もちろん運営者は決まっていないわけですけれども、その運営に携わる可能性の高い、あるいは、物産館ができるとすればその商品を納める、あるいは関わる可能性の高い方々、例えば、JAさん、漁協さん、そして道の駅の運営ニーズも既に経験を持ちの現指定管理者の方々、あるいは、観光に詳しい方々、こうした方々をやはりこの基本計画にも入れるべきではなかったのかなと思っておりますがその点はいかがでしょう。

西平市長

道の駅「サンセット牛之浜景勝地」整備事業についての御質問でございますが、このたび策

定しましたサンセット牛之景勝地「道の駅」基本計画は、令和元年度に策定した全体構想の内容を踏まえて、道の駅整備の実現を目指し、導入機能や施設計画、事業手法の検討などに関する基本的な方針を取りまとめたものでございます。なお、この策定委員会の委員として、阿久根商工会議所及び川内工会議所等にも御参画いただいたところであります。この基本計画の中では、民間が管理運営を行う公設民営方式や民設民営方式を中心に検討を進めていく方針としておりますが、具体の運営主体までは、現在のところ決定をいたしておりません。運営主体については、事業手法を正式に決定した後に、具体の事業者選定に向けた手続が進められていくものと考えております。今後において、西回り自動車道の整備状況を踏まえて、基本設計、実施設計、用地取得といった手続が想定されておりますけれども、基本計画で取りまとめた施設規模や導入機能等の様々な条件を勘案しながら、引き続き関係事業者等と連携し、本道の駅の整備により地域振興や経済の活性化が図られるよう、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

白石純一委員

ちょっと視点を変えますけれども、出水市でも同様の道の駅の計画をされていますが、こちらについては計画を把握されておられますか。

仮屋園一徳委員長

分かっている分だけについてお答えください。

西平市長

道の駅の整備について意思を持たれているということは承知しておりますけれども、具体的にどのような機能とか、こういった方式でやるということまではちょっと把握はしていないところでございます。

白石純一委員

なぜ聞いたかというとですね、民間が新しい施設を計画する場合、最も気にするのは競合。気にすることの一つはですね、競合がこういった施設があるか、あるいは出来てくるかということでもあります。それによって、自分たちの計画もかなり変わってくる可能性があります。今、道路の建設状況を見ている限りではですね、出水市さんのほうが早くできる可能性も高いのではないかなと思わざるを得ません。そうしたときに、出水市の計画も知らずに進めることは非常に私は危険だと思いますので、今後その辺りも留意されるべきだと思います。ちなみに私は、出水市さんにもできる、阿久根市にもできるのであれば、北から来られる方には、出水市の道の駅で降りて、阿久根市の道の駅でまた高速に乗ってもらう。また、南から来られる方には、その逆というような形で、物産館機能にも増して、出水市、阿久根市、長島町に降りていただくための情報発信機能がより重要になってくると思います。そうしたことを考えますと、出水市の道の駅との連携も非常に重要になってきます。そして何より、阿久根市の市街地で、また、最近この議会でも取上げられてます市街地旧港等の周辺の開発を進めるべきだという意見も多くございます。そうしたところとの効果を高めるためにも、丁寧な、やはり、民間を巻き込んだ企画立案が必要だと思いますので、その辺りも今後十分に検討いただきますよう要望して、次の質疑に移ります。

197ページ、10款1項2目、学校規模適正化ですが。協議会委員が倍増され、当市の方針が修正されましたが、当初の方針自体の協議がこうした新たに加わる委員が加わる以前の、教育委員の方々、そして市の職員、そして民間の教職出身者が数名おられましたが、そうした方々で立てられた基本方針に、新たに、ほぼ民間の方々、PTA関係者、地区の関係者が

10名ほど加えられたわけですから、協議会自体が全く新たな協議会と言ってもいいと思います。したがって、当初の方針は撤回して、新たに、結果は現在のものに近いものになるかどうかは別にしても、新たに2年後の統廃合がなくなったわけですから、当初の方針は撤回すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

中野教育長

阿久根市学校規模適正化協議会委員は当初12名でありましたが、より多くの意見を伺いたいと考え、令和3年5月から10名を追加し、22名としたところです。また、第2次阿久根市学校規模適正化基本方針について、追加した10名を含めた全委員に基本理念、配置基準等を含め説明し、御理解いただき作成したところでありますので、今後もこの基本方針に沿って進めていきたいと考えております。

白石純一委員

最初の協議会も委員長が全て参加されているわけですから、なかなか委員の方々も率直な意見、教育長にやはりどうしても配慮した意見しか私は出てこないと思うんですね。そうしたことを考えると、倍増した委員会として独立性を高めて、新たに方針を一から、そしてもう少し、地元の方々に細かく説明をして、意見を聴取して、まとめるべきだということで、撤回してもう一度作り直すべきだと思います。多分、御回答は変わらないと思いますので、結構です。

中野教育長

以前の議会でも同じような質問を受けましたので、同じ回答に近いかもしれませんが、この学校規模適正化基本方針協議会のほうに私が出席したのは、これまでの経緯等も踏まえて、実際この阿久根市の方々がどのようなお考えであるのかを知りたいと思って参加したのであって、議員はおっしゃいますけど、私がいるので、なかなかその本音が聞けないとか、そういったところはですね、私が言うのもなんですが、そのところは配慮したつもりでいますので、そこは御理解いただきたいと思います。

白石純一委員

私が委員でしたら、やはり教育長がいらっしゃると率直になかなか教育長の前では言いづらいこともあると思わざるを得ませんので、その視点からの意見でございました。

次の項目に移ります。

2年後の統廃合については白紙になりましたけれども、教育長は、田代小学校の廃校については地域の総意であるという発言を数回されたと記憶しております。今回の特別委員会において、私が地域の方々のお話を聞くと、必ずしも地域の総意でないのではないかという御意見もありましたので、そう伝えたと、課長のほうでは、やはり地域の意見をしっかりと聞いて、検討するということでした。この点、本当に地域の総意なんでしょうか。教育長はどのようにお考えでしょうか。

中野教育長

田代小学校の統廃合に係る保護者、地域住民の意見についてですが、これは、これまでも議会で説明しておりますけど、令和4年3月末を期限として、保護者、地域住民に依頼した基本方針に関する意見について、田代小学校は、保護者、地域住民のいずれも基本方針のとおり令和6年4月に統廃合を進めてほしいとの意見であったところです。このことから、今後開催する、来週から始めますが、保護者・地域住民合同説明会で、この結果について説明を行うとともに、保護者や地域住民の方々へ、意向を確認し、対応していきたいと考えてい

ます。

それからお願いでございますが、今、委員がおっしゃった、その総意という言葉についてですね、私は、こういった説明を行う際には、使う言葉を非常に気をつけて説明するようにしているんです。ですので、自分の考えと異なった方向に理解するような言葉を避けてということ意識していますので、総意という言葉は、私はどう考えても使った記憶がないので、どのような場面でそういうことを言ったのかを委員のほうから教えていただきたい。この委員のほうからは調査特別委員会というふうにおっしゃいましたが、この委員会初めて出ましたので特に言葉には気をつけていました。当時、田代小学校で質問されたのは、11番議員の方が、田代小学校には、今、委員がおっしゃったような意見もありますよということをおっしゃいましたので、私は、田代小学校のほうからは、保護者・地域もこのような意見でしたと。そのことについては、そのような表現をしたと思っているのですが、その総意という言葉が気になります。総意というのは全員一致した考え、意見というふうには私は解しますので、そういった言葉は私は使ってないと思いますので、これについては教えていただきたいと思えます。

白石純一委員

私も、今、会議録を確認できるわけではありません。委員会の中で確認できるわけはありませんが、私の印象としては、教育長がそのように感じておられると。総意として、田代小学校が廃校に総意として同意しているというふうには私は理解しておりましたということです。実際、会議録では委員会の途中ですから確認はできておりません。

中野教育長

私がこういった場で説明するときには、もう確かな情報でしか言わないようにしているんですね。私は、この地域の説明・意見交換会で出された意見。それから、今回は、その意見の取りまとめを依頼したその意見書をもって説明しておりますので、委員がそのように理解されるということについて私がどうのこうのはないんですけど、私は総意という言葉は使っておりませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

白石純一委員

確認します。もし総意という言葉を使っていないようでしたらおわび申し上げます。けれども、そのように多くの方が、市民も含めて、田代地区の方もわだかまりを持ってらっしゃる方がいらっしゃるといのは事実だと思いますので、その辺りは、今後、丁寧に、先ほどおっしゃられた地域での説明会でしっかりと御説明され、意見を聴取されるようお願いいたします。

中野教育長

その分については、今後も継続して保護者・地域住民への説明・意見交換会を開催して、丁寧に説明を行いますとともに、意見等を伺いながら、御理解をいただきたいと考えております。

仮屋園一徳委員長

以上で、認定第1号から第6号までの総括した質疑を終結します。

この際、暫時休憩します。

〔執行部退室〕

(休憩 午前11時4分～午前11時17分)

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

総括した質疑まで終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。認定に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、認定1号を議題とします。

認定第1号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討論に入ります。

竹原信一委員

反対討論をさせていただきます。

まず、企画調整課。ポイントキャンペーンについて。7月と12月の2回、ペイペイキャンペーンを行い、購入者に20%の還元をした総額2,800万円の経費は、やりすぎである。経費に見合うような市外からの集客増になるとは考えられない。

縁結びサポート事業の結婚応援セミナーの参加は男性1名のみ。ほぼ失敗である。

市民環境課。個人番号カード交付事業について。市役所は認識と知識が足りないと思います。マイナンバーカードは、なりすましが容易にできる危険な制度であり、アメリカでは1,170万件、5兆円以上の被害が発生している。カードの不正利用に対する国の保証はない。

塵芥処理事業について。高齢化が進む中、個別収集への取組が全く見られない。収集事業に必要な予算を確保し、人材を育てて、市民にやさしい阿久根市づくりをすべきである。

福祉課。扶助事業。不景気の深刻化に伴い相談も増えているのに、保護開始件数は昨年よりも減少させた。市役所の判断が厳しすぎるのではないかと思います。

健康増進課。予防接種事業について。副反応被害に対して市役所の取組が全く見えない。阿久根市は、接種を宣伝し、推進した責任がある。独自の救済に取り組むべきである。

介護長寿課。おむつ給付事業について。手間と経費のかからない、当事者にも利便性の高い現金支給ができるのであるから、やるべきである。

都市建設課。市道清掃活動補助事業について。市道の管理主体は市役所である。住民なら安く使えるということで、住民主体などという言葉で安い住民に草刈りをさせる。このようにして市役所が手抜きをするのは考え違いだと思う。

ふるさと景観事業について。国交省の管轄範囲の伐開は、国交省にお願いすべきである。相談が足りない。また、手入りにボランティアをあてにするのはお門違いというべきである。

寺山住宅敷地測量調査委託について。敷地の有効活用には予定はなく、実際の効果は期待できない。

住宅維持修繕事業について。風呂釜、流し台交換を行ったが、申請によるものだけであり、市が主体的な調査をしないというのは問題である。

教育総務課、学校教育課。学校規模適正化について。基本方針に対する理解が十分に浸透していないとしているが、阿久根市は国の指針を根拠にしているだけであって、学校規模の

適正とは何かを調査も理解もしていない。理解ができていないのは市役所のほうである。

教育用備品について。現状は学校の要望に対する反応が非常に遅い。子供たちの成長は市の対応を待ってはくれない。教育現場の必要には直ちに応じる体制づくりを求める。

教育支援について。学習初期段階での遅れは一生の問題につながる。貧困や障害のあるなしに関わらず、教育については福祉課とも連携、一体となって取り組むことが子供たちの人生と阿久根市の未来を救うことになる。子供たちへの教育投資を拡充すべきである。

総務課。集落支援員業務について。たった二人の何ら権限や責任を持たない非正規雇用職員に全集落の訪問、面談、点検、巡回活動を頻繁に行わせるのは、住民にとって迷惑でしかない。職員は自らの責任をもっと自覚しなければならない。住民主体という言葉で役所の義務や責任放棄を正当化してはいけない。

メンタル不調による病気休暇取得者が研修によって減少したというが、体制を守ることを優先させ、靴の上から足をかくようなやり方をし、結果的に張り合いのない職場にしていることがそもそもの問題である。

放送施設事業について。市役所は、任意団体である自治会員のみに装置の補助をしながら、市民全体に事業を行ったかのように言うのは止めてもらいたい。また、市民の負担が自治会によっても異なる。阿久根市役所は公共という考えを理解できていない。

庁舎管理事務について。成果説明書の委託報告書で地盤沈下を確認しているとの報告を受けたなど、まるで他人事のような態度は責任感の欠如を示すものである。

財政課。総合管理計画改定業務について。2016年に策定した総合管理計画で、施設の縮減、予防・保全の実施と施設の維持更新費用を2026年までに30%圧縮するとの目標を掲げ、適正管理を推進してきたとしているが、阿久根市は、計画策定5年後の2021年に風テラス、今年には太陽光発電など大型施設を増やしており、実際は計画と逆行している。予防保全について、都市建設課は、ガードレールの予防保全はしないと明言した。このように、阿久根市役所は、組織の体をなしていない。

水産林務課。稚魚放流事業について。水産林務課への聞き取りで、国が漁業者の定義を業ではなく単なる捕獲者へとすり替えていることが判明いたしました。役所が言葉の定義を勝手に別の意味に変更するというのは、言語と文明に対する破壊行為であるとともに、国民に対する詐欺行為と言わざるを得ない。この例が示すように、国には大きな問題があるが、阿久根市としてできることはたくさんある。改善を求める。

白石純一委員

反対の討論をいたします。

2款1項7目の旧国民宿舎施設管理事務については、HKRジャパンとの協議を前提に管理を行っておられますが、一切、このHKRジャパンとの協議は、ここ2年以上進んでいない。こうした中で、この管理を行っていることは、断じて、私はあるまじきことだと思います。つまり、HKRジャパンとの協議は、即刻に集結すべきだと考えます。

続いて、2款1項8目の専決処分による寄附、出資については、寄附の受入れと出資、これは阿久根でも前例のないことでした。企業版ふるさと納税、そして、それを民間企業に匿名組合出資をするという初めてのケース。これを十分に議会に説明することなく、専決で行われたということは、私は議会をないがしろにするものだと、ひいては、市民への説明責任をないがしろにしているものだという観点で、以上のことからこの決算には反対といたします。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第1号、阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）を採決します。

本件は、起立により採決します。

認定第1号について、認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、認定第1号は、認定すべきものと決しました。

○認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第2号を議題とします。

認定第2号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第2号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

認定第2号は、認定すべきものと決することに御意義ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御意義がありますので、起立により採決します。

認定第2号について、認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、認定第2号は、認定すべきものと決しました。

○認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第3号を議題とします。

認定第3号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第3号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

認定第3号は、認定すべきものと決することに御意義ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、認定すべきものと決しました。

○認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とします。

認定第4号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第4号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

認定第4号は、認定すべきものと決することに御意義ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は、認定すべきものと決しました。

○認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第5号を議題とします。

認定第5号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第5号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決します。

認定第5号は、認定すべきものと決することに御意義ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、認定すべきものと決しました。

○認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

仮屋園一徳委員長

次に、認定第6号を議題とします。

認定第6号について、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を集結します。

それでは、認定第6号、令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

認定第6号は、認定すべきものと決することに御意義ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、すべて終了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で決算特別委員会を閉会します。

(閉会 午前11時34分)

決算特別委員会委員長 仮屋園 一徳